

発達障害のある子どもの養育者からみた  
「福祉アクセシビリティ」問題と求められる支援機能

県立広島大学 越智 あゆみ（5018）

大橋 謙策（日本社会事業大学・241）

〔キーワード〕福祉アクセシビリティ、支援機能、発達障害

## 1. 研究目的

わが国の戦後の社会福祉体制を特徴づける申請主義の下では、相談窓口に見られ、社会福祉援助を利用する意志を表明した人に対してどのように支援するかを考えてきた。ところが、相談窓口を知らなかったり、自らの直面している課題を解決したいという気持ちを持っていないために、支援を受ける権利を有し、支援を必要とする状況にあっても相談窓口には到達できていない人（本研究では「福祉サービスを必要とする人」もしくは「必要な人」と呼ぶ）が多数存在する。これらの人々に対してソーシャルワーク機能を発揮して支援に取り組むことは、社会的にも求められるソーシャルワークの今日的課題といえる。

本研究では、人と環境との接点のあり方にかかわる概念である「福祉アクセシビリティ」に着目し、これらの人々に対してソーシャルワーク機能を発揮して支援に取り組む際に求められる視点および枠組みと、そのアプローチを実現できるシステムを明らかにしていきたいと考えた。本研究の目的は、福祉サービスを必要とする状況にあった人が経験した「福祉アクセシビリティ」の阻害状況と、その阻害状況の解消につながった支援機能（福祉アクセシビリティの促進要因）を、質的記述的研究法を用いて明らかにしていくことである。

## 2. 研究の視点および方法

調査対象者は、(1) 伝統的な福祉六法にもとづけば支援の対象外となる「谷間の障害」は、制度的支援が活用できないためにより一層困難な状況に置かれる可能性がある、(2) 発達障害は乳幼児健診でスクリーニングされる場合が多いが、健診時の対応で養育者が傷ついてその後の支援につながらなかったり、次の相談機関を紹介されても数か月待ちになるなど、アクセシビリティに関して多くの課題を抱えた現状がある、(3) 養育者が、育て方の問題と誤解されて孤立したり、自責感を強く感じたり、障害を認めたくない気持ちを持つなど、必要な支援につながりにくい状況が生じやすい、ということから、発達障害のある子どもの養育者に設定した。2010（平成22）年3月に、3人の養育者の協力を得て、子どもの養育経験を尋ねる半構造化面接を行った。この3事例について、福祉アクセシビリティの阻害要因と、その阻害状況の解消につながった支援機能（福祉アクセシビリティの促進要因）を明らかにする分析を行った。阻害要因の分析には宮岡京子（1980）を一部改変して作成した「福祉アクセシビリティ」の分析枠組みを用いた。この枠組みに当てはまらない項目は、新たな構成要素として生成した（印で明示）。促進要因の分析にはNASW

(1981)の「ソーシャルワークの機能分類」を一部修正・短縮化した枠組みを用いた。

### 3. 倫理的配慮

本研究の実施にあたっては、調査に用いる協力依頼文書や同意書などの様式を添えて県立広島大学研究倫理委員会に研究倫理審査を申請した。審査結果は、「条件付承認」であった。承認条件とされた様式の一部修正後、調査を実施した。結果の公表に際しては、調査対象者に公表予定内容の確認と修正事項の指摘を依頼し、公表についての了解を得た。調査対象者から指摘された修正事項は、公表前にすべて修正した。

### 4. 研究結果

本研究で得られた主な結果は、次のとおりである。

(1) 養育者自身の「戸惑い、葛藤、積み重なる気持ち」(下位項目は「障害を疑いながらも認めたくない気持ち」、「自分が動こうという気にならない」、「拒絶されて積み重なる恐怖感、傷つき」、「訓練すべきか迷う気持ち」)は、3事例で共通して福祉アクセシビリティの阻害要因となっていた。「拒絶されて積み重なる恐怖感、傷つき」については、相談に行っても対象外だと言われたり、十分に対応されず拒否される経験が重なると、強い恐怖感を抱くようになっていた。発達障害のある子どもの場合、特別な配慮がなければ集団に参加することが困難な場合も多い。そのため、新しい環境に入っていく度に、養育者が子どもの特徴を説明し、受け入れ条件を整えるよう依頼するが対応されない場合も多く、その積み重ねの中で、恐怖感に加えて孤立感も強まっていた。

(2) 相談に対応した専門職の「態度」(下位項目は「傷つく言葉がけ」、「窓口対応の悪さ」、「電話対応が悪い」、「個別性を考えず決めつける」、「変化の可能性を期待されない」)には、「戸惑い、葛藤、積み重なる気持ち」と関連する内容が多くあった。養育者は、専門職の「態度」によって社会資源につながるができないだけでなく、傷ついたり、相談しようとする気持ちを失ったり、サービスや専門職に対して不信感を抱くようになっていた。

(3) 「障害を疑いながらも認めたくない気持ち」に対して養育者が経験した支援機能を見ても、【助言・相談機能：現状と目標把握の支援】(事例1;(言語聴覚士が)「最も不安な時期」(に)「すごく説明してくれた」)があった。「自分が動こうという気にならない」時に経験した支援機能には、【助言・相談機能：感情への支援】(事例1:(親の会で)「仲間がいるってことがわかった」)があった。「拒絶されて積み重なる恐怖感、傷つき」に対して経験した支援機能には、【助言・相談機能：傷つき易い状態の軽減】(事例3;(親の会で)「閉塞感にさいなまれて。とにかく、外へ気持ちが出ていけた」)があった。

これらの結果から、養育者を取り巻くソーシャルサポートネットワークが福祉アクセシビリティの促進要因として機能していることが確認できた。福祉アクセシビリティの阻害要因となる専門職の「態度」に関しては、専門職個人の資質の問題だけに矮小化せず、専門職養成教育や現任研修のあり方、職員配置や待遇なども含めたシステムのあり方、養育者が専門職の「態度」に敏感になる背景など、多様な観点から検討することが重要である。